

# 新時代対応型事業展開支援補助金 公募要領

令和4年1月  
鳥取県

**【受付期間】** ※スケジュールが変更となる場合があります

- ① 令和4年1月17日（月）から2月28日（月）まで
- ② 令和4年4月1日（金）から4月28日（木）まで
- ③ 令和4年6月1日（水）から6月30日（木）まで

**【相談窓口・書類の提出先】** 鳥取県商工労働部企業支援課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話番号 0857-26-7988 ファクシミリ 0857-26-8078

メールアドレス [kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp](mailto:kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp)

様式等ダウンロード <https://www.pref.tottori.lg.jp/301771.htm>

## 目次

1 補助金の概要.....	2
1-1 補助金の目的.....	2
1-2 補助対象者.....	2
1-3 補助対象となる事業の内容.....	3
1-4 採点基準.....	4
1-5 補助率・補助金額・事業期間.....	5
1-6 補助対象経費.....	5
1-7 補助事業に関する注意事項.....	7
2 申請手続等.....	7
2-1 補助事業の流れ・スケジュール.....	7
2-2 事業計画の提出.....	8
2-3 事業計画の審査.....	9

# 1 補助金の概要

## 1-1 補助金の目的

新規分野進出による事業転換等の取組を支援することで、県内中小企業がコロナ禍で変容した生活様式や市場に対応しながら事業継続して持続的に発展することを目的とする。

## 1-2 補助対象者

次に掲げる事項すべてを満たす事業者

### (1) 中小企業者又は商工労働部長が特に必要と認めた者であること

- ・「中小企業者」は、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。  
青色申告書又は事業収入のある白色申告書により確定申告を行っている個人事業主も対象です。(個人事業主となっていない個人は対象外です。)
- ・対象となる法人の種類については、下表を参考にしてください。

対象となる法人	対象とならない法人
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、農業法人（会社法の会社または有限会社に限る）、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、一般社団法人 ※地方公共団体が出資する法人は対象外	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、経済産業省を除く他省庁が監督官庁である組合

※対象とならない法人についても、事業実態等により中小企業等とみなされる場合は対象となることがありますので、担当にご相談ください。

- ・対象となる事業者の規模は、下表を参考にしてください。

主たる業種	いずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下の業種以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（以下の3業種を除く。）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

(注) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員は含みません。

### (2) 鳥取県内に主たる事業所を有すること

- ・鳥取県内に研究開発機関、事業部あるいは工場等中小企業者にとって主たる事務所がある場合は、県外に本社があっても対象となります。ただし、自社にとって主たる事業所であることを明らかにする必要があります(多くの従業員や売上等が鳥取県内の事業所である等)。
- ・県内の工場(事業所)が申請者となり、申請することは可能です。

### (3) 申請前直近1年のうち、任意の3か月の売上高の合計が、平成31年1月以降の同3か月の売上高の合計と比較して10%以上減少していること

申請前直近1年のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(平成31年1月以降)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していることを要件とします。

【例：令和4年1月に申請】減少額：{(A'+B'+C') - (A+B+C)} ≧ (A'+B'+C') × 0.1

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成31年 (令和元年)		A'						C'				
令和2年				B'								
令和3年		A		B				C				
令和4年	申請											

### 1-3 補助対象となる事業の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症により変容した生活様式に対応した新たな需要を獲得するための事業転換等を行う次に掲げるア～エのいずれかに該当するもの
- ア 新規事業分野への進出
  - イ 販路獲得のための新規手法の導入
  - ウ 新商品・サービスの開発
  - エ その他商工労働部長が特に必要と認めたもの
- (2) 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と事業計画を策定したものの

#### 「ア 新規事業分野への進出」

既存事業とは異なる事業分野の事業を始めることをいい、原則、既存の事業と日本標準産業分類の小分類以上の区分が違うものを新分野として取り扱います。

[事業例]	
・食料品製造業者が工場に併設するレストランを整備し、飲食店として営業を開始	
・宿泊施設がネットや店舗で販売する食品を開発し、ネットや店舗で販売	
・エステサロンが新たにアパレル商品の販売を開始	
・産業用電気機械器具製造業者がノウハウを活かして民生用電気機械器具の製造をはじめ	
・製材業者が木材加工のノウハウを活かし、需要が見込まれる木製家具製造をはじめ	

- ・既存事業の縮小・廃止は問いませんが、県や国の別補助金（事業再構築補助金、緊急応援補助金、県内企業多角化・新展開応援補助金など）において既に取り組んだ事業分野は新分野として取り扱いません。

#### [新分野への進出の例]

既存事業			新分野		
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	そば・うどん店	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	すし店
製造業	木材・木製品製造業 (家具を除く)		製造業	家具・装備品製造業	
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業		宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	美容業	生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	その他の洗濯・理容・美容・浴場業 エステティック・リラクゼーションなど

※日本標準産業分類については、以下を参考としてください。

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）（平成 26 年 4 月 1 日施行）－分類項目名（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

#### 「イ 販路獲得のための新規手法の導入」

リモートサービスやネット販売などコロナ禍による社会の変化により進展した販路拡大方法の導入など、コロナ禍以降の社会の変化に適応した販路獲得手段の導入が該当します。（既に導入している手段の強化を含みます。）

##### [事業例]

- ・水産加工業者がECサイトを構築又は改修し自社製品のネット販売等直販を強化する
- ・遠隔地の顧客に営業を行うためのオンラインシステムを導入し商品展示会を定期的で開催する
- ・バーチャルツアーを開催して娯楽施設への誘客やネット販売につなげる
- ・既存商品の販売拡大のためソーシャルメディアを活用したキャンペーンを行う

#### 「ウ 新商品・サービスの開発」

コロナ禍以降需要が高まっている又は今後需要が見込まれる新商品・新サービスの開発が該当します。既存の事業分野での新商品・新サービスの開発も含まれます。

##### [事業例]

- ・新たに参入した飲食店において、収益強化のため価格帯の異なる商品を開発・提供する
- ・宿泊施設がニーズの高まっているグランピングサイトを設置する
- ・売上げが伸びている冷凍食品の通信販売について、さらに売上げが見込める商品を開発する
- ・既存商品・サービスの改良も対象としますが、新型コロナウイルス感染症拡大後に開発した商品・サービスの改良や、新型コロナウイルス感染症拡大後の需要の変化を踏まえた改良のみ対象とします。
- ・感染症防止対策、既存事業の分野の単なる規模拡大（例：同業種店舗の新規出店）だけを行う取組は新商品・サービスに該当しません。

#### 「認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号、以下「強化法」という。）第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と事業計画を策定したもの」

- ・申請に当たっては、税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等の認定経営革新等支援機関と事業計画を作成することが必要です。

※認定経営革新等支援機関（認定支援機関）とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。

<https://mirasapo-plus.go.jp/supporter/certification/>

※鳥取県内の認定経営革新等支援機関については、以下の URL から検索してください。（地図から「鳥取県」を選択し検索）

[https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)

#### 1-4 採点基準

提出された事業計画については以下の採点項目について審査し、一定の水準をクリアしたものについて、予算の範囲内で評価点の高い順に採択します。

採点項目	内容
商品やサービスの将来性	①新規事業分野、新たな販路獲得手法又は新商品・サービスが、コロナ禍により変容した市場に適合したものになっているか。

採点項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症により変容した生活様式に対応した新たな需要の獲得につながるものとなっているか。</li> <li>・ターゲットとして想定している具体的な顧客、マーケット及び市場規模等の分析が適切に行われているか。</li> </ul> <p>②新規事業分野、新たな販路獲得手法又は新商品・サービスが、顧客に対する訴求力を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客に提供する性能的優位性、価値や価格が、ターゲットとする顧客、マーケット及び市場に対して需要が見込まれるものになっているか。</li> </ul>
計画の妥当性	<p>①事業実施体制が、事業を適切に遂行できると期待できるものになっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施における責任者や役割は具体的になっているか。経営層が主体的に関わっているか。</li> <li>・認定経営革新等支援機関等の外部機関から適切なサポートが受けられることが期待できるか。</li> </ul> <p>②事業実施スケジュールは適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なマイルストーンが設けられているなど事業実施スケジュールが具体的に示されているか。</li> <li>・補助事業期間内に事業計画を遂行できると期待できるか。</li> </ul>
費用対効果	<p>①費用対効果の高い収支計画となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に必要な費用に対し、増加が見込まれる売上・利益等の規模は適切なものになっているか。</li> <li>・売上・利益等の増加にかかる積算根拠が具体的に示されているか。</li> </ul> <p>②資金調達計画は適切なものになっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な自己資金や金融機関等からの資金調達が見込まれるなど、事業の実施に必要な資金調達が期待できるものになっているか。</li> <li>・事業に必要な費用の額が、財務状況や事業により見込まれる収益に対して、無理のない妥当な金額となっているか。</li> </ul>

### 1-5 補助率・補助金額・事業期間

補助率	補助対象経費の2分の1
補助金額	上限額 5,000 千円 下限額 1,000 千円
事業期間	交付決定日から令和5年2月28日

### 1-6 補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。(交付決定前に発注、購入、契約等(支払も含む)を実施したものは補助対象となりません。)

各経費区分における注意事項は以下のとおりです。

#### < F S 調査費 >

- ・計画実施に先立つ専門家からのアドバイスなど指導料(謝金など)や専門家旅費等が対象となります。

#### < 新商品(役務)開発費 >

- ・100万円以上の外注費については、公募の際に見積書が必要となります。
- ・機械器具費については、開発における試作に必要な最小限度の機械器具を対象とします。
- ・原材料と直接人件費についても開発に必要な最小限度の費用が対象となります。

※原材料は原材料受払簿、人件費は業務日誌等で管理することとなりますので留意してください。

※人件費については、時間単価×実労働時間で算出してください。なお、時間単価の算出については、基本給（諸手当等は除く）から算出してください。

<人材育成費>

- ・商品・サービスの開発や事業実施に当たり必要な従業員等への教育研修等を想定しています。なお、開発後の事業実施にあたっての研修が主となるような計画は認められません。あくまで開発に付随する規模の範囲内にとどめてください。

<販路開拓費>

- ・商品・サービスのテストマーケティングなどにおける、展示会や商談会への出展、インターネットサイトの構築、ちらしやパンフレットなどの広告宣伝費を想定しています。なお、開発後の事業実施にあたっての販路開拓が主となるような計画は認められません。あくまで開発に付随する規模の範囲内にとどめてください。

<設備導入費>

- ・新商品・新サービスを事業化した場合を想定した必要最小限の設備を対象とします。  
 ※当該事業終了後の設備の増設や生産性を高めるための改修費用等については、産業成長応援補助金等の支援策がありますので、別途御相談ください。

補助対象経費		内容
事業区分	費目	
F S調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
新商品（役務） 開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
	直接人件費	新商品（役務）開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネットモール登録など販路開拓にあたり必要となる出店登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
共通経費	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
設備導入費	設備導入費	事業計画の実施に必要な建物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム）の県内事業所への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等）
その他の費用	その他、新商品・新サービスの開発に要する費用で商工労働部長が必要と認めるもの	

※ 事業実施にあたり付随的に支出する消耗品費は対象外とします。

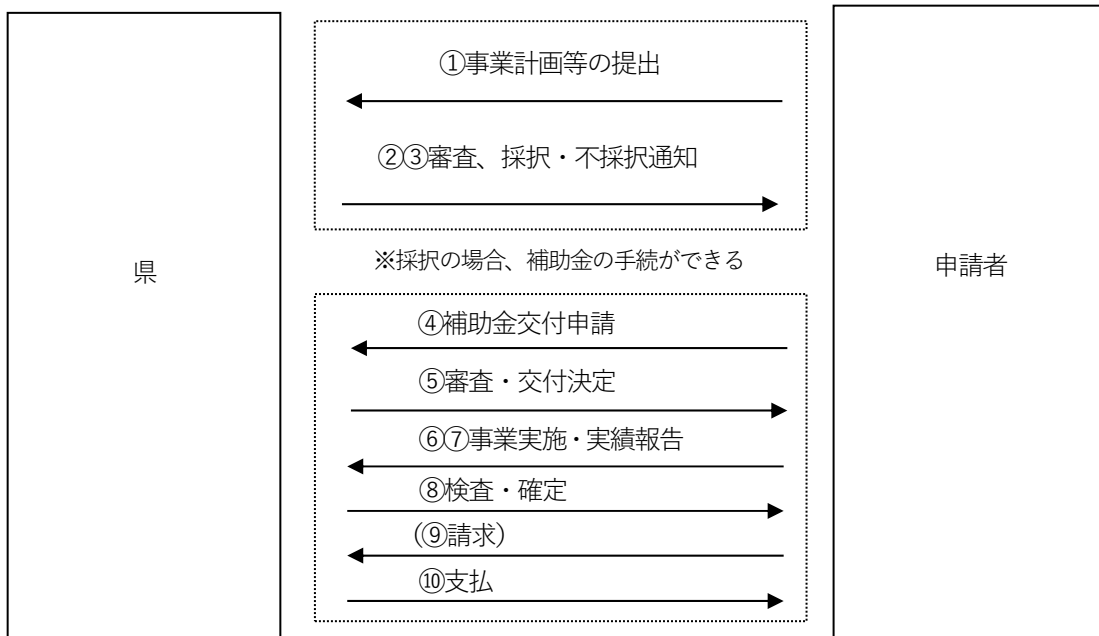
※ 補助対象経費は、事業に要する経費で、事業実施内容と整合が取れており、かつ事業実施に真に必要で直接寄与するものに限り、(連携事業者間相互の支出についても対象とします。)

### 1-7 補助事業に関する注意事項

- ・補助金交付決定後の補助対象期間内に支出（実際に支払が行われる）費用のみを補助対象経費します。交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・消費税・振込手数料は補助対象経費にはなりません。
- ・直接人件費は、新商品（役務）開発に直接関与する従業員の直接作業時間のみが対象であり、従事者ごとに業務日誌を整備する必要があります。（書面で確認できない場合は、補助対象経費から除外することもあります。）
- ・鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、できるだけ県内事業者への発注に努めてください。なお、委託に係る経費についてやむを得ず県外事業者へ発注する場合は、県に事前の承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ委託した場合、補助対象経費として認められません。
- ・補助金は原則精算払いとなります。ただし、補助事業者が希望する場合、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、県にご確認ください。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

## 2 申請手続等

### 2-1 補助事業の流れ・スケジュール



項目	実施者	時期	内容
①事業計画等の提出	企業	①令和4年2月1日(火)～2月28日(月) ②令和4年4月1日(金)～4月28日(木) ③令和4年6月1日(水)～6月30日(木)	事業実施概要書と事業計画等を県企業支援課へ提出
②事業計画の審査	県	公募〆切から2週間程度	申請要件を満たした事業計画を審査



項目	実施者	時期	内容
③採択通知(内示)	県	審査から2週間程度	採択(不採択)通知を申請企業へ送付
④補助金交付申請	企業	随時	採択された企業は、県に交付申請を提出 ※県の内示額の範囲内で交付申請できます。
⑤補助金交付決定	県	申請から2週間程度	交付決定通知を申請企業へ送付
⑥補助事業の着手	企業	交付決定日以降	交付決定日以前の実施事業は補助対象外
⑦実績報告	企業	令和5年3月20日まで	補助事業実績を完了から20日以内に県報告
⑧検査・確定	県	実績報告後	実績報告書(支出状況・経理処理)に基づき検査(必要に応じ現地調査) 検査に基づき補助金額を確定、支払額を通知
⑨請求	企業	確定通知受領後	口座振込依頼を提出(不要な場合あり)
⑩支払	県	現地検査から1ヶ月程度	補助金を精算払

## 2-2 事業計画の提出

補助金の交付を希望される場合、事業計画を作成して、提出してください。

提出期限	第一次募集 令和4年1月17日(月)から2月28日(月)まで 第二次募集 令和4年4月1日(金)から4月28日(木)まで 第三次募集 令和4年6月1日(水)から6月30日(木)まで
提出方法	必要書類のデータ一式を添付の上、電子メールにより送付してください <b>【提出先メールアドレス】</b> <a href="mailto:kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp">kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp</a> <b>【件名】</b> 新時代対応型事業展開支援補助金 事業計画 ※期限内に提出があった場合、電話により申請者に確認します。提出しても確認の連絡がない場合、お手数ですが担当までお問い合わせください ※大容量のファイル(10MB以上)を送付する場合、電話又はメールによりその旨を事前にお知らせください。(ファイル転送サービスのURLについて連絡いたします。)
提出書類	※様式については以下のURLからダウンロードしてください <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/301771.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/301771.htm</a> ○事業実施概要書(様式第1号) ○事業計画書(任意様式) ※事業計画書記載要領に基づき記載してください ○定款の写し又は事業者の概要が分かるパンフレット等 ○直近の決算書の写し(個人事業主の場合は確定申告書類の控の写し)

### 【応募に関する注意事項】

- ・事業計画と同じ内容を他の補助制度に申請する予定、又は申請している場合は、その旨を記載してください。

- ・応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。
- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご承知ください。

### **2-3 事業計画の審査**

提出された事業計画については審査し、一定の水準をクリアしたものについて、予算の範囲内で評価点の高い順に採択します。（審査は書面に基づいて行い、プレゼンテーション等直接事業者が説明する場は設けません。）

採択された事業計画について、補助金の交付申請を行い、申請書に基づき県が交付決定します。（交付決定後に事業着手してください。）